

差 押 債 権 目 録

金円

債務者（勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで。

記

- 1 給料（基本給と諸手当。ただし通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- 3 役員として毎月又は定期的に支払を受ける役員報酬又は賞与から1と同じ税金等を控除した残額
- 4 1ないし3により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは，
 - （1）退職金から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1
 - （2）役員退職慰労金から所得税及び住民税を控除した残額

なお，支払日が同日となる最終回分については，上記記載の順序で頭書金額に満つるまで。